

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 公益社団法人 佐世保市シルバー人材センター
- 3 監査の期間 令和3年3月8日から令和3年3月25日まで
- 4 実施内容

佐世保市の補助金交付団体である公益社団法人佐世保市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の令和元年度の補助金に関する出納その他の事務が適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

観光商工部（商工労働課）

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金額の算定、交付方法、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。

センター

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 補助金に係る会計処理上の責任体制は確立されているか。

6 監査の結果

観光商工部（商工労働課）

- (1) 補助金の決定は、法令等に適合していた。
- (2) 補助金の交付目的は高齢者の就業機会の確保と生きがいづくり対策に資するセンターの活動に対する補助であり、補助対象事業の内容は明確であった。公益上の必要性も十分であると判断される。
- (3) 補助金に関する条件の内容は、要綱等に明確に記載されていた。
- (4) 補助金額の算定、交付方法、手続等は、佐世保市補助金等交付規則等に基づき適正

に処理されていた。

- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等により適正に行われていた。

センター

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合した。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われていた。
- (3) 補助金は補助対象事業以外に流用されていなかった。
- (4) 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われていた。また、領収書等の証拠書類の整備、保存も適切に行われていた。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は概ね適正に行われていた。
- (6) 補助金に係る会計処理上の責任体制は確立されていた。

以 上

【センター】の概要は次のとおりである。

1 事業の内容

(1) 事業の目的

センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、これを組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の社会活動参加を援助して、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 事業の現況

センターは上記の目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又は、その他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する、これらの就業機会の確保と組織的な提供
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に対する職業紹介事業又は労働者派遣事業
- ウ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- オ 前各号のほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 市との関係

佐世保市は、令和元年度に、センターへ補助金 16,300,000 円を交付している。

補助金交付額は、センターの受託事業収入を除いた事業活動収入 39,655,076 円に対し、41.1%の割合を占めている。

(4) 組織

センターは次のとおり構成されている。（令和2年3月31日 現在）

